

第九回専門家委員会の論点についてのメモ

三木義一

21日の専門家委員会には出席できないため、論点について、私の意見をメモとして提出させていただきます。

〔金融証券税制〕に関して

○金融商品軽減は、本来公平理念に反するものなので、その政策目的効果及びその波及効果が明確に見えない場合には、労働性の所得よりも相対的に担税力が高いことを踏まえて、廃止されるべきと考えます。

○他方で、各種金融所得については同一の所得類型に含める必要があり、将来的には現行の所得分類の再検討も必要であろう。

相続税について〔総論〕

○相続税については、現行の遺産税と取得税の折衷方式が、様々な矛盾を生み出している。課税方式を遺産取得税方式に切り替えるべきではないか。なお、民法との整合性を考慮しつつ、遺産税体系に整備することも検討されてよいかもしれない。

○現行方式を維持する場合は、「連帯納付」制度を廃止すべき。

〔基礎控除〕

○基礎控除額については、地価水準が昭和 50 年代あたりの水準まで下がってきていることをふまえ、引き下げるとは合理的と思われる。

○税率構造については、この間一貫して最高税率が引き下げられてきた。相続による不労利得といえども、最高税率は 50% に止めるべきだというのは一つの考え方としてあり得る。ただし、基礎控除の引き下げにより課税対象者を広げるので、反面著しく高額な遺産取得者には相応の負担も求める、という姿勢を示すことも必要と思われる。その場合は現行の 3 億円に代えて 10 億円が一つの目安となろう。

〔贈与税〕

○贈与税については、相続税の基礎控除の引き下げをするときは、生前贈与による回避を防ぐために現状維持と考えるものと思われるが、他方で、現行の基礎控除額があまりにも低すぎ、しかもなお、特別措置になっているのは問題であり、この機会に基礎控除の引き上げを行うべきである。